



視聴覚ライブラリー設置・運営等に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに
公布する。

令和8年9月29日

行橋市教育委員会

教育長 山田 英俊



行橋市教育委員会規則第7号

視聴覚ライブラリー設置・運営等に関する規則を廃止する規則

視聴覚ライブラリー設置・運営等に関する規則（昭和55年行橋市教育委員会規則
第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。